

平成 23 年 5 月 23 日

お客様各位

ムーンライトキャピタル株式会社
代表取締役社長 竹 村 尚 子

金融庁による行政処分について

平成 23 年 5 月 20 日付けにて、弊社は金融庁より業務改善命令を受けました。この処分は、弊社の純財産額が法令で定める金額を満たしていないとの判断に基づき下されたものです。

業務の停止命令および業務改善命令の内容は以下のとおりです。

1. 業務停止命令

平成 23 年 5 月 20 日（金）から平成 23 年 6 月 17 日（金）までの間、金融商品取引業に係る全ての業務（既往の契約の履行・結了に伴う業務、その他金融庁が個別に認めたものを除く。）

なお、既受託の投資信託、ファンドの運用については従来どおり運用を行うことが出来ます。ただし、新規申込（追加設定を含む）のお取扱いは停止させていただきます。解約のお申込については従来通りお取扱いいたします。

2. 業務改善命令

期限を定め、早期に純財産額を 5 千万円以上に回復させること。

純財産額が 5 千万円を満たさない状況について、役職員の責任の明確化を図ること。

純財産額を 5 千万円以上に維持するための抜本的な方法を策定すること。

全受益者及び顧客に対して、本命令及び業務停止命令の内容及び処分の理由について周知徹底をすみやかに、かつ、適切に行うこと。

投資信託の解約対応等を円滑に行うための人的構成を維持・整備すること。

運用資産の保全を徹底するとともに、会社財産を不当に費消する行為を行わないこと。

その他、受益者及び顧客保護のために必要な対応を行うこと。

上記 から までにに関する対応状況を平成 23 年 6 月 3 日までに書面で報告し、
から までに関しては業務停止期間中、当局からの求めに応じ随時報告すること。

今回の処分の対象となりました純財産額の早期の回復につきましては、一刻も早い対応を図る所存でございます。弊社では、今回の処分を厳粛に受け止め、今後は財務基盤の強化を図るとともに、かような事態の再発防止を図る所存でございます。

お客様におかれましては、今回の件につきまして多大なご迷惑とご心配をおかけ致しましたことを深くお詫び申し上げますとともに、引き続き変わらぬ御愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

以上

この件に関する問合せ先：塚越和夫（常務取締役）代表電話 03-3539-5851